

伊賀市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年1月23日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第1号

伊賀市行政組織条例の一部を改正する条例

伊賀市行政組織条例(平成16年伊賀市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中 「総務部」を「未来政策部」
「企画振興部」を「総務部」に、「産業振興部」を「産業農林部」
「地域力創造部」

に改め、同条第2項中「デジタル自治推進局」を削る。

「総務部」

- (1) 議会及び市行政一般に関すること。
- (2) 例規及び文書に関すること。
- (3) 職員に関すること。
- (4) 秘書に関すること。
- (5) 広聴及び広報に関すること。
- (6) 情報公開及び情報提供に関すること。

第2条第1項中 (7) 入札及び契約に関すること。を
(8) 建設工事等の検査に関すること。

企画振興部

- (1) 市政の総合的企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地域振興に関すること。
- (3) 交通政策に関すること。
- (4) 文化振興に関すること。
- (5) スポーツ振興に関すること。 」

「未来政策部

- (1) 市政の総合的企画及び総合調整に関すること。

- (2) 秘書に関すること。
- (3) 広聴及び広報に関すること。
- (4) 人づくり施策の総合調整に関すること。
- (5) 公共の再生及び行政改革に関すること。
- (6) 地方分権に関すること。

総務部

- (1) 議会及び市行政一般に関すること。
- (2) 例規及び文書に関すること。
- (3) 職員に関すること。 に、「産業振興部」を「産業農
- (4) 情報公開及び情報提供に関すること。
- (5) 入札及び契約に関すること。
- (6) 建設工事等の検査に関すること。
- (7) 行政のデジタル化の推進に関すること。
- (8) 情報システムの整備及び管理運営に関すること。

地域力創造部

- (1) 地方創生に関すること。
- (2) 交通政策に関すること。
- (3) 文化振興に関すること。
- (4) スポーツ振興に関すること。 」

「デジタル自治推進局

- (1) 行政のデジタル化の推進に関すること。
- (2) 情報化施策の方針及び立案に関すること。 を削る。
- (3) 行政改革に関すること。
- (4) 地方分権に関すること。
- (5) 情報化の推進及び情報処理に関すること。」

林部」に改め、同条第2項中

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。